

## 平田商工会議所「未来創出事業助成金」申請要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、若年層と連携し、平田地域の振興・活性化等へ取り組む団体・事業者へ未来創出事業助成金を交付することを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 対象者は、第 1 条の目的に沿った事業を実施しようとする個人、法人又は団体とする。但し、対象者の内、原則として平田商工会議所の補助事業対象者は除く。

### (補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は事業に要する経費のうち以下の経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 広告宣伝費
- (3) 旅費交通費
- (4) 消耗品費
- (5) 支払手数料
- (6) その他事業遂行上、必要と認められる経費

但し、補助金交付決定以前に実施した経費及び事業内容と照らし、事業を実施する上で適当でないと認められる経費は補助対象としない。

### (助成金額)

第 4 条 事業に対する助成金額及び助成率は以下の通りとする。

助成率：補助対象経費の 2/3 以内（千円未満切捨て）

助成上限：30 万円

### (申請方法)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者は、未来創出事業助成金申請書（別紙 1）を記入の上、事業内容の詳細がわかる資料を添付の上、未来創出事業プロジェクトチーム（以下「PT」とする。）【事務局：平田商工会議所】へ提出する。

### (審査)

第 6 条 提出された申請書は PT において審査し、助成の可否を決定する。

(通知)

第 7 条 助成対象先には後日、交付決定通知書（別紙 2）を交付し通知する。

(事業期間)

第 8 条 事業期間は助成対象となる事業が全て終了した日（以下「事業完了日」とする。）又は令和 4 年 1 月 31 日のいずれか早い日までとする。

(報告)

第 9 条 助成金の対象者は事業終了後、事業完了日から 1 ヶ月以内、又は令和 4 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに領収書等の写しを添えた助成事業等事業報告書（別紙 3）を提出しなければならない

(助成の取消)

第 10 条 次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(1)助成対象者が、法令、本要綱に違反した場合

(2)助成対象者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合

(3)助成対象者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4)助成決定後に生じた事情により、助成事業の全部又は一部の実施・継続の必要が無くなった場合

(返還)

第 11 条 前条の取消対象となった場合、提出された助成事業等事業報告書の内容に重大な虚偽がある場合、又は事業遂行上、適当でない経費支出が認められる場合、助成金の全部又は一部を返還しなければならない

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのない事項で、事業遂行に際し必要な事項は都度 PT 会合において決定する。

附則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日より施行する